

現代イギリス地域政策の段階と特質（3）

若 林 洋 夫

目 次

- X イギリスの地域問題と地域政策
- I 地域政策の形成期（1934～38年）（以上、第39巻第5号）
- II 地域政策の戦時停止期（1939～44年）（以上、第40巻第4号）
- III 地域政策の確立・調整的後退期（1945～50年）（以上、本号）
- IV 「経済成長」下における地域政策の消極的不活動期（1951～57年）
- V 地域政策再強化への過渡期（1958～62年）
- VI 「英国病」下における地域政策の新段階と積極的展開（1963～75年）
- VII 国際収支危機下における地域政策の調整的後退（1976～78年）
- VIII サッチャー政権下における地域政策の段階的縮小と変質（1979年～）

III 地域政策の確立・調整的後退期（1945～50年）

第2次大戦後のイギリス地域政策は、前章で詳述したように、1944年『雇用政策白書』で誓約した「完全雇用」（物価と賃金の悪循環が生じない「高度かつ安定的な雇用」と定義づけられた政策目的）とそれを達成する手段としての財政金融政策を総括した「総需要管理政策」の一環をなしその“地域版”として産業立地政策が活用される、いわば特殊な政策領域として位置付けられた。

一方、『白書』を策定したケインジアンも大蔵省保守派も、想定したかゝる地域政策は戦時から平時への移行期の比較的短期で完了するとした予測は、一面で的中し、一面で的外れとなった。すなわち、大戦で生産能力の大半を破壊された独仏などの大陸諸国や日本の経済復興が軌道に乗るまでの1950年代半ば

までの間、イギリスは世界経済における相対的地位を改善したが、その予測は¹⁾その限りでの中したのである。後述するように、1950年代の地域政策の機能停止はそのことを物語る。だがその後、アメリカを除く主要先進国の戦後復興及び高度経済成長の進行とともに、大戦突入以来息を吹き返した「北部」における石炭、鉄鋼、造船、重機械や繊維（綿・羊毛）などの基礎産業が再び構造的衰退に陥り地域問題が再燃し、60年代に地域政策は格段と強化されることになるのである。

他方で、戦後雇用政策を支える予算政策と国際収支赤字見通しとの二律背反がポンドの国際的信認を危機（ポンド危機）に陥れるとしたヘンダーソン顧問を中心とした大蔵省保守派の懸念は、予算余剰の形成を除いて物の見事に的中したというほかない。周知のように、戦後イギリスの経済循環はイギリス経済が絶えず悩まされ繰り返された国際収支＝ポンド危機を契機とした総需要の抑制（特に投資抑制）と造出が短期的に交替するいわゆる「ストップ・ゴー循環」²⁾（Stop-Go Cycles）といわれ、経済政策及び経済成長に対する最も重大な対外的な制約条件となった。地域政策もその影響を免れえなかったのは言う迄もない。

こうした地域政策をめぐる見通しと制約条件を念頭に置きながら、戦後地域政策の段階と特質を分析していきたい、と考える。

1) カルドアは、他の諸国と比べてかなり高い成長を遂げた1932～57年の25年間をイギリスの相対的衰退の休止期であると規定し、戦時期を除いてもその間の工業生産は年率約5%で増加したことを強調し、第1次世界大戦前の2%及び1960年以後の2.5%と対比している（N. Caldor (1983), *The Economic Consequences of Mrs Thatcher*, Duckworth, pp. 31-2）。

2) 「ストップ・ゴー循環」については、さしあたり、S. Pollard (1984), *The Wasting of the British Economy: British Economic Policy 1945 to the Present*, 2nd ed., pp. 31-46, 72, 81, 102, 131; D. Coates & J. Hillard (eds.) (1986), *The Economic Decline of Modern Britain: The Debates between Left and Right*, Wheatshaf Books, passim, を参照。ポラードは「ストップ・ゴー循環」期は1947～73年という長期に互っていることを分析し、これがイギリス経済衰弱の直接的原因である低い投資水準の背景にある根本的原因と規定している。

国際通貨＝ポンドの衰退については、さしあたり A. Cairncross & B. Eichen-

green (1983), *Sterling in Decline: The Devaluations of 1931, 1949, and 1967*, Blackwell, を参照。

Ⅲ-1 戦後地域政策の基本立法：1945年産業配置法と1947年都市・農村計画法の成立と特徴

本節では、『雇用政策白書』第Ⅲ章に基づく産業配置法案（ダルトン法案）の策定過程と下院での法案審議過程において修正された諸条項の主要論点を分析するとともに、成立した1945年産業配置法及びそれと直接関連する1947年都市・農村計画法の該当条項の特徴を検討する。

Ⅲ-1-1 ダルトン法案の策定と1945年産業配置法の成立過程 1944年5月19日の閣議承認後、『雇用政策白書』は議会に提出されかつ公表された。タイムズ紙は積極的歓迎の論陣を展開した。5月30日のタイムズ紙は『雇用政策白書』が受けた推奨の合唱から、「この重大な問題に関する国家政策の合意に向けて偉大な前進が図られたのは明白である」と評価し、同時に白書では十分な効力がないと信じる人々に対して「すべての色合いの意見を考慮して、伝統的なイギリスの方法で（革命的変化）が一步一步生じ、かくして最も広範な支持を得る努力が行なわれることが重要なのである」と論評した。下院議会での論議は翌6月21～23日の3日間行なわれ、政策効果の程度についての主張が交錯したが、大勢は広範囲の合意を示した。この論議を前後してタイムズ紙は3回に亘って社説で論評するが、論議の結果を受けた6月26日の社説では、「現代的諸条件の下では完全雇用を確保するためにあの市場諸力の自動的作用に頼ることはできないし、また全般的失業はもはや耐えられない疾病であるという基本的問題に関してほとんどの普遍的な合意がある」と論評して明白な満足の意を示した。³⁾

扱て、『雇用政策白書』における地域政策を実施するためには、法案起草と行政機構の設立という2つの措置が必要であった。一方では、『白書』に盛り込まれた地域政策の法制化を想定して、商務省を始めとする政府省庁はその実

施に係わる組織的準備と機構改革の取り組みを開始した。1944年6月、商務省内ではダルトンの私設顧問で『白書』における地域政策起草（ジェイ・プラン）に重要な貢献をしたジェイと工場・倉庫スペース統制部長＝P. ウォーター卿（Sir Phillip Warter）が地域政策を担当する新設部局の共同責任者（次官補待遇）となり、彼等は直ちに組織づくりに取り掛った。商務省本庁に産業配置地域局（Distribution of Industry & Regional Division）が設置された。これは省庁間産業配置委員会（Inter-Departmental Distribution of Industry Committee）に支えられることが予定され、後者の中に戦時政府工場・国営軍需工廠の処分と転換を担当する小委員会Aと新工場の立地と建設を担当する小委員会Bが設置されることになった。産業配置地域局のなかに戦時中に調達省が担当していた新産業立地向け用地に関する包括的な全国情報を提供する立地計画室（a Location Planning Room）も設置された。さらに、10月22日にはウォーター卿の覚書により省庁間産業配置地域委員会（Regional Inter-Departmental Committees on the Distribution of Industry）が設置された。

こうして、『白書』に基づく新たな地域政策を実施する行政機構の整備が着々と進行し、当該の法律が成立すればこれらの行政機構は法令上の機能をもつ直前にまで行き着いたのである。しかも、工場・倉庫スペース統制部の地方事務所は商務省地域局に改組され、各産業配置地域委員会は同省地域局長が主宰する見通しとなった。⁴⁾

これに引き換え、法的枠組を形成する法案はその準備さえ始められていなかった。チャーチル率いる連立内閣のなかで工業（工場）立地規制をめぐる深刻な対立があったからである。11月下旬、内閣官房から漸く提出を要請されたダルトン起草の概要法案（the outline Bill）は、産業配置閣僚委員会（ベヴィン委員長【労相】／労働党3対保守党2の構成）で企業の工場立地の権利に対する国家干渉（ロンドンやバーミンガムなどの工業過密区域への工場立地規制：建築許可証による戦時立地規制の応用としての5000平方フィート〔465m²〕を越える工業用建物の商務省許可証の事前取得の義務付け）に対する保守党閣僚の強い反対に遭い大論争が行なわれた。しかも12月3日、この問題の議論が政治的論争の様相を帯びて

いると判断したチャーチルはベヴィン委員長に書簡を送り、法案の骨格をなす概念自体の反対者である国璽尚書＝ビーヴァブルック（W. M. A. Beaverbrook）を加えて補強すべきであると提案したのに対して、ベヴィンは断固として拒絶したのである。45年2月、終戦を間近に控えてダルトンは戦時内閣が瓦解する前に法案を成立させる最後のチャンスは今しかない考えたが、チャーチルがカイロ会談やヤルタ会談のため外遊している中で法案の閣議承認は延びのびになっていた。ダルトンはアトリー副首相とリトルトン調達相に書簡を送り、法案遅滞の責任を取って辞任するという威嚇的な非常手段にでた。こうした経過を経て、2月7日、法案は漸く閣議承認を得たのである。⁵⁾

産業配置法案（この当初法案を「ダルトン法案」と呼ぶ）は、2月20日、下院に提出された。これについて、タイムズ紙は2月23日の社説で「バーロー報告の諸原理と個人的にはマルコム・スチュアート卿（イングランド・ウェールズ特別区域担当初代コミッショナー〔筆者註〕）の勝利である」と論評した。ダルトン法案は、独立した中央行政機関の設置を除けば、確かにバーロー委員会の主要な勧告のいくつかを組み入れたものであった。2月23日、高齢（77歳）のモンタギュー・バーロー卿はダルトンに、自分はもはや保守党員ではないが、「しかしなお保守党議員にはかなりの影響力を持っているので、私の法案ためにこれを使うことにする」と打ち明けたという。そしてバーロー卿は、3月8日のタイムズ紙に「正しい方向での望ましい一歩である」という法案支持の書簡を公表した。⁶⁾

ダルトン法案の下院における審議経過は以下の通りである。ダルトン法案は45年2月21日の本会議で第1読会を通過し、さらに3月21日の本会議で第2読会を通過して常任委員会の審議に付託された。常任委員会は5月8日、10日及び15日の審議を通じて法案を修正した。6月4日の「報告段階」の本会議において常任委員会による法案修正条項とともに、法案の追加修正案が審議されいづれも合意に達し、直ちに第3読会に移行し修正法案（1945年産業配置法）が成立した。6月11日に下院は上院よりの下院修正法案の無修正採択のメッセージを受けとり、6月15日に勅裁が下付された（同日、下院解散の総選挙）。

ダルトン法案の審議過程で主としていかなる論争が闘わされ、いかなる修正が行なわれたかを検討しよう。そのために作成したのが、表Ⅲ-1である。

表Ⅲ-1 1945年産業配置法とダルトン法案の主要な相違点

1945年産業配置法（表Ⅲ-2-1を参照）	ダルトン法案
第1条～第4条	第1条～第4条 産業配置法に基本的に同じ
第5条 荒地整備事業に関して地方行政または特殊会社への補助金供与規定、を挿入	第5条 地方行政または特殊会社が行なう荒地整備事業及び補助金供与の規定ナン
第6条 新条項、として挿入	
第7条（開発区域指定の変更）③ 開発区域指定の追加及び削除に関する省令公布について、関係地方行政との事前協議及び上下両院決議による承認という手続、を挿入	第6条（開発区域指定の変更） 産業配置法における③の項目ナン
第8条（特別区域諸法の廃止）	第7条（特別区域諸法の廃止） 産業配置法第8条に基本的に同じ
第9条（工場建設の通知業務）1万平方フィート（930 m ² ）以上の工場建設（「拡張」を削除）	第8条（工場建設の通知業務） 3,000平方フィート（279 m ² ）以上の工場の建設及び拡張
*「ダルトン法案」第9条を削除	第9条（特定区域における工場建設の禁止） 上下両院の承認決議を条件に、産業の過度な密集に対する重大な経済的及び社会的な反対事由がある区域における工場建設を禁止する権限を商務省に付与する。
その他（略）	その他（略）

資料）Loebl, *Government Factories and the Origins of British Regional Policy 1934-1948*, pp. 223-4 及び後掲表Ⅲ-2-1、より作成。

ダルトン法案をめぐる主要な争点は、ダルトン商務相が法案の提案理由、目的、主要内容や意義を説明し、法案の基本原則が審議された45年3月21日の6時間半余に及んだ下院第2読会（法案の基本原則に関する修正ないし削除のみを行ない個別条項の修正・削除はその後の「委員会段階」及び「報告段階」で行なう）で凝集的に表明された。そこでは法案に対する賛否両論で白熱した論争になった。

法案に対する賛成論は、30年代大不況における失業の実態を指摘しパーロー報告の意図に言及しつつ、法案は『雇用政策白書』の趣旨に合致し戦前の不況区域の再現を防止するために不可欠である、という主張である（北部、スコットランドやサウス・ウェールズ選出議員等）。

他方で、法案反対論の中心は開発区域指定一覧から除外された工業地域出身

議員（特にミッドランズやランカシャー）、戦前に特定工業部門の衰退を経験し開発区域指定にリストされていない選挙区・農業州の出身議員や保守党自由主義派によるものであり、主要な論点は次のように要約される。① 法案は自由な私企業（private enterprise）を束縛し官僚主義と社会主義を最後の限界まで押し進めるものである（原則的反対論）、② 法案における工場の建設及び拡張の規制は受け入れ難く10人ないし15人程度の雇用が許容範囲となる3000立方フィート（279m³）という規制基準は余りにも厳しすぎ、バーミンガムやミッドランズのような区域での再開発計画を実行不可能にする（例えば3万平方フィート[2791m²]など規制基準の大幅引上げ）、③ 『雇用政策白書』では主管官庁は商務省とし労働省、都市・農村計画省等様々の省庁との分担体制が勧告されていたが、法案で商務省の単独所管とされているのは他の省庁の行政分野を侵害するおそれがある、④ 商務相に工場建設禁止という全く法外な権限を与える法案第9条は西ミッドランドのような工業地域にとって最大の懸念を惹起するものであり、また議会の承認決議前に行政命令が施行されるのは全く誤りだ（第9条の大幅修正ないし撤回）という主張であり、反対派の大勢は法案の修正を求めた。

また、開発区域指定予定選挙区域出身議員からは全く逆の立場から、法案は大した効力がなく開発区域への産業の直接的な移転を選好すべきだとする異論も指摘された。

さらに独自の立場を主張したのは保守党改革委員会（the Tory Reform Committee）を事実上代表して発言したミドルセックス（グレート・ロンドン）＝ハロー（Harrow）選挙区のN. ボーワー（Norman Bower）であった。彼は、一方でバーロー報告の諸原理にかなり厳密に従った法案を心から歓迎するとしながらも、他方で若干の点での修正が必要であると主張した。すなわち、第1に、第9条の工場建設禁止権限に関して都市・農村計画相やその他の省庁との協議条項が欠落しており、この点で重要なのは産業の適正な配置という基準だけでなく適正な土地利用という基準である、第2に、ドイツ軍の爆撃により破壊されたロンドンその他の大都市の復興とわが国工業の大規模な再配置が（一律禁

止ではなく）実施可能なように第9条は一部削除を含む修正が行なわれるべきである、第3に、第4条で大蔵省が諮問委員会を設置するように、商務省は第9条の工場建設禁止権限の行使に関して労使双方からなる諮問委員会を設置すべきである、というものであった。⁹⁾

こうした白熱した論議に対して政府を代表して総括的見解を述べたのは、ダルトンの僚友で保守党出身のリットルトン調達相であった。彼は法案の意義を改めて強調するとともに、反対論を解きほぐし、修正案の提案者=G. シュスター卿（Sir George Shuster=ウォールソール選出保守党議員 [スタッフォードシャー]）に対し「省令が策定される前に関係地方行政と協議する」義務規定を挿入するという点で第9条の修正に応じる姿勢を示し、政府としてそれを「委員会段階」で提案することを約束した。シュスター卿は第2読会での論議が法案の実質的修正の必要性を明らかにしたと判断して、修正動議を撤回した。こうして、ダルトン法案は第2読会を採決ナシに通過し、「委員会段階」（常任委員会）の審議に付託された。¹⁰⁾

「委員会段階」（5月8日、10日及び15日）の審議では、先ず5月8日にダルトン法案第1条～第3条と第4条の大部分が合意に達した。5月10日及び15日の審議では、ダルトン法案第4条と第7条が合意に達したほかは、次のような法案修正と政府提案が合意に達した。

すなわち、第1に、商務省所管の下で荒廃地（工場跡地）整備の事業主体にダルトン法案にはなかった地方行政や特殊会社が国の補助金を得て加われるよう追加挿入され（1945年産業配置法第5条）、第2に、開発区域指定の変更（ダルトン法案第6条）に関する商務省令公布手続として関係地方行政との事前協議と上下両院による承認手続を義務付ける追加項目が挿入され（産業配置法第7条-③）、第3に、開発区域外における工場建設の通知義務（ダルトン法案第8条）に関して、規制基準を3000平方フィートから1万平方フィートに引上げ、また「拡張」（*extentions*）という用語が削除され（産業配置法第9条）、第4に、政府はダルトン法案にはなかった商務省が行なう開発区域における工場用地の取得・工場建設（第1条）や荒廃地整備事業（第5条）に関して、全国開発計画

（都市・農村計画法＝都市・農村計画省所管）との整合性を確保する義務規定を新たな条項として提案することを約束した。

最も激しい論争が行なわれ賛否両派の対立の激しいダルトン法案第9条（指定区域における工場建設の禁止）の取り扱いに関して、ダルトン自身が「委員会段階」審議の先送りを要請し、その決着は持ち越された。¹¹⁾

ところが、この「委員会段階」審議の最終段階（5月8日、10日及び15日）直後の5月18～20日の労働党全国執行委員会の決定に従い、5月20日に連立政府を構成するアトリー党首（枢密院議長兼副首相）始め労働党閣僚全員が辞任し、5月23日に連立政府は崩壊しチャーチルは選挙管理内閣を組織し、7月5日のいわば駆込み総選挙を指示するという事態になった。5月8日の第2次欧州大戦の連合国の勝利で誰の眼にも戦時連立政府の終りが近付いていることは予想はされていた。同時に、5月15日、アトリーはチャーチルに対して日本との戦争終結まで連立政府に留まる可能性を示唆していたが、「連立政府はますます陳腐になっている」（エコノミスト誌／45年3月）などの世論や労働党中央と大半の労働党閣僚の大勢に従わざるをえなかったのである。¹²⁾

こうした政治的情勢の急変の中で、5月28日、ダルトン前商務相は商務相職務を兼任したリトゥルトン調達相と会談し、下院解散前に法案を成立させるために翌29日の常任委員会でダルトン法案第9条の撤回提案をすることを申し出、リトゥルトンは快諾した。こうして、5月29日の委員会審議でダルトン法案第9条の削除が合意に達し、漸く「委員会段階」を通過した。¹³⁾

下院解散と総選挙の足音が近づく最中の6月4日、「報告段階」の本会議審議が行なわれ、リトゥルトン商務相はダルトン法案第9条削除の意義を強調するとともに、約束していた新条項（産業配置法第6条）の文案を提案し承認された。さらに、彼は、開発区域外における工場建設の通知義務（ダルトン法案第8条）に関して「拡張」（*extentions*）という用語の削除（産業配置法第9条）及び別表の第1次開発区域指定一覧へのスコットランド1区域の追加を提案し、いずれも合意に達した。こうして、修正法案は「報告段階」を通過し、直ちに第3議会に移行して採決ナシで可決・成立した。上院は、下院修正法案を無修正

14) 可決した。その後の7月総選挙の結果は労働党の大勝に終り（労働党393議席、保守党210議席、自由党12議席、その他22議席）、アトリー労働党政権が誕生した。¹⁵⁾

- 3) Loebel, *op. cit.*, pp. 219-20.
- 4) *op. cit.*, 220-1.
- 5) *do*, pp. 221-2; Parsons, *op. cit.*, pp. 82-4.
- 6) Loebel, *op. cit.*, p. 222. cf. *Parliamentary Debates (Hansard) (1944-45)*, 5th Series, Vol. 409, HMSO, 1945, col. 854; Law, *op. cit.*, p. 47.
- 7) イギリスにおける法案審議の手順や呼称については、辻清明監修・前田英昭著『世界の議会 ① イギリス』ぎょうせい, 1983年, 「第7章 庶民院 (I) ——立法——」を参照。
- 8) *Parliamentary Debates (Hansard) (1944-45)*, 5th Series, Vol. 408, 1945, col. 816.
- 9) *do*, Vol. 409, cols. 837-939.
- 10) *do*, cols. 939-49. cf., Loebel, *op. cit.*, p. 224.
- 11) Loebel, *op. cit.*, p. 242.
- 12) 労働党閣僚辞任の経緯に関しては, Morgan, *op. cit.*, pp. 34-6, を参照。
- 13) Loebel, *op. cit.*, p. 224. cf. Board of Trade, White Paper (1948), *Distribution of Industry*, Cmd. 7540, p. 11 (para. 29).
- 14) *Parliamentary Debates (Hansard) (1944-45)*, Vol. 411, 1945, cols. 600-19, 1296, 1904.
- 15) Morgan, *op. cit.*, p. 41; Pelling, *op. cit.*, p. 27.

Ⅲ-1-2 1945年産業配置法及び1947年都市・農村計画法関連条項の特徴 こうして成立した1945年産業配置法 (8 & 9 Geo. 6 c. 36) は, その一部を修正した条項を含む「1947年都市・農村計画法」(10 & 11 Geo. 6 c. 51) とともに, 1950年代末までの戦後イギリス地域政策の基本立法をなすものである。(表Ⅲ-2-1 & 2を参照) 1945年産業配置法について以下の諸点にその特徴を抽出できる, とと思われる。

第1に, 地域政策の主管官庁を労働・社会政策を所管する戦前の労働省から商業・貿易政策を所管する商務省に移管し, 同時にコミッショナー執行体制を廃止して直轄としたことである。

表Ⅲ-2-1 1945年産業配置法の概要

【本法の正式名称】

特定区域を開発し、適正な産業配置を確保する見地から工業用建築物の供給を規制し、さらにそれらの関連事項を定める法律

【開発区域に関する諸条項】

- 〔第1条〕 開発区域における工業事業用建築物の提供～商務省（Board of Trade）は、開発区域において工業事業用地の取得・造成整備、工場・関連施設及び基幹労働者の住宅を建設することができる。
- 〔第2条〕 開発区域における産業ないし工業団地会社への財政的助成～商務省は、大蔵省の同意を得て、開発区域における産業ないし工業団地会社に資金貸付を行なうことができる。
- 〔第3条〕 開発区域における基礎的サービスの改善のための財政的助成～所管大臣は、大蔵省の同意を得て、開発区域における基礎的サービスの改善整備費に充当する補助金または貸付金を供与することができる。これは、通常権限に付加されるものである。
- ＊ 基礎的サービスとは、開発区域の工業事業開発に必要な輸送施設（道路、鉄道、海運ないし航空路）・電力・住宅・保健・その他サービスを意味する。
- 〔第4条〕 開発区域における工業事業への財政的助成～大蔵省は、自ら任命する大蔵省開発区域諮問委員会（the Development Areas Treasury Advisory Committee=DATAC）の同意を得て、商務省が認可した工業事業者に借入金の利子補給に充当する年次補助金ないし貸付金による財政的助成を供与することができる。
- 〔第5条〕 開発区域における荒地（derelict land）の整備に関する規定～商務省は、大蔵省の同意を得て、開発区域における荒地を取得し利用可能にするかまたは近隣居住環境を整備する事業を実施できる。さらに、商務省は、大蔵省の同意を得て、かかる事業を行なう地方政府または特殊会社（会社利潤の社員への分配を禁止する定款をもつ会社）に補助金を供与することができる。
- 〔第6条〕 計画制度遵守による建設～商務省は、1932年都市・農村開発法等による計画制度に違背して本法第1条または第5条遂行のための建築物を建設してはならない。（1947年都市・農村開発法により廃止）
- 〔第7条〕 開発区域指定の変更～① 商務省は、本法成立3年満了後、適時、開発区域の第1次指定に関して追加指定ないし指定解除を検討し、省令により施行できるものとする。② 商務省は、第1次指定を受けなかった区域で失業の特別の危険が予測される場合には、省令により随時、追加指定できるものとする。③ 但し、この省令の公布は関係地方政府と協議し、その効力は上下両院決議による承認を条件とする。
- 〔第8条〕 特別区域諸法の廃止～本法により1934年及び1937年の特別区域（開発・整備）諸法を廃止し、特別区域基金は解除する。特別区域コミッショナーの諸権限は商務省に移管し、基金等は国庫に払い戻される。
- 〔第9条〕 工業家は、1万平方フィート（930 m²）を越える工業用建築物を建設する場合、生産の種類・床面積・雇用人員の詳細を添付して、商務省に通知しなければならない。（1947年都市・農村開発法により廃止）
- 〔第10条〕（略）（1947年都市・農村開発法により廃止）

【補足条項】

- 〔第11条〕 政府の支出と受取り（略）
- 〔第12条〕 土地処分に関する規定（略）
- 〔第13条〕 商務省権限の行使（略）
- 〔第14条〕 〔第15条〕（略）

【開発区域指定一覧】（行政区詳細略）

- 〔第1次指定一覧／開発区域〕 ① マージョサイド開発区域（1949年、産業配置〔開発区域〕令により追加）、② 北東部開発区域、③ 南ランカシャー開発区域（1946年、同、省令により追加）、④ 西カンバーランド開発区域、⑤ サウス・ウェールズ&モンマスシャー開発区域、⑥ レクサム開発区域（1946年、同、省令により追加）、⑦ スコットランド開発区域、以上

表Ⅲ-2-2 1947年都市・農村開発法の開発区域政策関連条項の抜粋

【第3章】 開発規制等～土地開発許可

〔第14条〕 地方計画当局への許可申請

第3項 土地開発許可申請が地方計画当局により処理される方法を規制する開発手続規則により諸規定が作成されるものとする。（以下、略）

第4項 地方計画当局による許可授与を制限する前項により開発手続規則に含まれる諸条項に抵触しないようにするとともに、商務省が当該条項のために作成する諸規則により指定される種類の工業用建築物の建設に関する地方計画当局に対する許可申請は、本件の開発が適正な産業配置に合致して遂行することが可能であるとの商務省による証明がなければ無効とする。その上、許可証の写しが地方計画当局への本件の申請の際に添付されるものとする。

但し、以下の事項を条件とする。

- (a) 〈延床面積限定〉上記の許可証は、延床面積5,000平方フィート（465 m²）を越えない工業用建築物の建設に関しては請求されないものとする。
- (b) 〈区域限定・除外規定〉商務省がこの条項のために作成する規則により、上記の許可証は本規則により指定された区域において特に定めた種類の工業用建築物の建設に関しては請求されないように指示することができるものとする。

備考）〈 〉内は筆者による挿入である。

資料）（表Ⅲ-2-1 & 2に共通）Sir R. Burrows (editor-in-chief), "Halsbury's Statutes of England" (1951), 7th ed., Butterworth & Co., pp. 511-2, 699-707. より作成。

第2に、戦前の「特別区域」制から工業開発を一層前面に押し出した「開発区域」制に変更し、失業（＝雇用）問題を基準に区域指定の変更（取消または追加）を明文化し、その施行のための省令公布に際して関係地方行政府と事前協議を行いかつ議会の承認決議手続きを経ることを定めたことである。同時に指摘すべきことは、1945～47年に指定された開発地域は特別区域よりもはるかに広範囲なこと（被保険労働人口の19.9%）である。しかも、失業率基準の厳密な適用で戦前にはニューカッスルを除いて指定から外された地域中核都市や主要都市のカーディフ、スワンジー、グラスゴー、ダンディー（Dundee）やティーズサイド（Tees-side）等が含まれるようになったのである。（図Ⅲ-1を参照）

第3に、必要な場合には強制収用によって土地を取得して、開発区域に工場を建設すること。これは、新規政策措置である。

第4に、大蔵省の合意を得て工業団地会社（industrial estate companies）に対して貸付を行なうこと。これは、1934年・37年の特別区域法ではコミッションナーの特別区域基金により設立された産業団地会社（the trading estate companies）に代替されたものである。

図Ⅲ-1 開発区域（1945～60年）



資料) B. Moore, J. Rhodes & P. Tyler (1986), *The Effects of Governmental Regional Economic Policy*, Department of Trade & Industry, p. 20 (Fig. 3.3.). より借用。

第5に、インフラストラクチャー（社会資本）を中心とする基礎的公共サービスを整備すること。これは戦前にも部分的に実施されていたが、明示的には新規政策措置といえよう。

第6に、閉鎖され遺棄された工場跡地を中心とした荒廃地 (derelict land) を再利用ないし近隣居住環境の改善に資するように整備すること。これは新規政策措置であり、その後今日に至るまで様々な立法措置の形で推進されているロンドンなどの大都市を含む産業（工業）荒廃地の国家的再整備（再開発）事業の嚆矢をなすものである。

第7に、大蔵省開発区域諮問委員会 (DATAC) の勧告に基づき、開発区域における特別な工業事業に対して補助金または貸付金 (grants or loans) を供与できるとしたことである。但し、こうした工業事業プロジェクトは収益的に健全で、他の源泉からは資金調達ができないという条件を満たすことが必要とされた。（これは実質的に戦前の特別区域再建協会 [SARA] 資金及び特別区域融資諮問委員会 [SALAC] 資金とほぼ同様の制度である）

第8に、1945年産業配置法は、戦前の特別区域法とは対称的に工業団地への誘致企業に対する地方税・賃貸料・法人税等その他の租税の減免措置を欠いていることである。その限りでは、開発区域への工場誘致の財政的刺激誘因は狭まった、といえるであろう¹⁶⁾。

こうした特徴をもつ1945年産業配置法は、同時に、一方で戦時統制手段の一環であった建設省所管の建築許可 (the Building Licence) 制度の戦後初期における建築材料統制の継続による工場建設への適用に支えられ、他方で第9条の開発区域外の1万平方フィート (930m²) を越える工場建設の通知義務が労働党政権下で制定された1947年都市・農村計画法においてダルトン法案第9条の撤回で果たせなかった工場密集区域での工場建設の禁止権限の法制化（産業開発許可証 [Industrial Development Certificate] 規制；以下、IDC 規制と略称する）により補強されたこと、を強調することが枢要であると思われる。

1945年産業配置法は、前項で詳論したように、バーロー報告が意図したグレーター・ロンドンやバーミンガムのような過密工業都市における工場立地の差止めを可能にする条項を欠くことになった。しかし、戦後初期の建築資材不足の中でそれを割り当てる建築許可制度が存続し、アトリー労働党政権は工場建設に関しては商務省産業配置地域局が担当してこれを開発区域に重点的に配分

するように運用した。こうして、ダルトン法案の幻の第9条は、事実上しかもはるかに強力に実施されたのである。この建築許可制度が名実ともに廃止されたのは、1954年10月のことであつた。¹⁷⁾

1947年都市・農村計画法は、それ以前の関連諸法を集大成した全110条・附則10項目を有し法令集で182ページに及ぶ戦後イギリスにおける国土開発に関する基本立法である。¹⁸⁾そして、この法律の「第3章 開発規制～土地開発許可」の第14条第4項に1945年産業配置法の第9条の代替条項が格段に強化されて挿入されたのである（表Ⅲ-1-2を参照）。それが、いわゆる IDC 規制である。すなわち、撤回されたダルトン法案第9条では議会の承認決議を条件に産業の過度な密集区域での工場建設の差止め（禁止）命令が出せることになっていたが、ここではそうした制約条件なしに商務省はその指定区域における（産業配置法の1万平方フィート=930m²ではなく）5000平方フィート=475m²を越える工場建設に関しては裁量的な許認可権を与えられた。これによって、戦後地域政策立法は「アメとムチの立法」（legislation of sticks and carrots）となり、かゝる産業開発立地規制こそ1950年代末までの戦後地域政策を戦前と質的に区別する最大の指標と見做しうるのである。¹⁹⁾

- 16) McCrone, *op. cit.*, pp. 110-1; Randall, *op. cit.*, pp. 26-7; Odber, *op. cit.*, pp. 336-8; White Paper (1948), *Distribution of Industry*, Cmd. 7540, 5. The Distribution of Industry Act, 1945 (pp. 11-2: paras. 28-31); E. Allen, A. J. Odber & P. J. Bowden (1957), *Development Area Policy in the North East of England*, North East Industrial & Development Association, pp. 10, 21-2; J. W. House (1982), *The Regional Perspective*, in House (ed.), *The U. K. Space: Resources, Environment and the Future*, 3th ed., Weidenfeld & Nicolson, p. 22.
- 17) McCrone, *op. cit.*, p. 115; Randall, *op. cit.*, p. 27; Odber, *op. cit.*, p. 338; Forster, *op. cit.*, p. 11; Parsons, *op. cit.*, p. 98; White Paper (1948), *Distribution of Industry*, Cmd. 7540, p. 11; E. Allen, et al., *op. cit.*, pp. 11-2, 15-6, 19.
- 18) Cullingworth, *op. cit.*, pp. 16, 21, 58, 61-2, 172-7. 法案成立過程における議会の論議については次の文献を参照。 *Parliamentary Debates (Hansard) (1946-47)*, Vol. 431, 1947, cols. 2347-8 (以上, 第1読会); *do (1946-47)*, Vol. 432, 1947, cols. 947-1072, 1129-238 (本院委員会方式付託動議否決), cols. 1238-410 (第2読会通過・常任委員会付託); *do (1946-47)*, Vol. 437, 1947,

cols. 1099-107（報告段階⇨本院委員会方式再付託動議可決）；*do*, cols. 1107-248, 1303-34（本院委員会審議終了）；*do*, cols. 1334-458, 1509-633（報告段階）；*do*, cols. 2190-2288（第3読会・可決成立）；*do* (1946-47), Vol. 441, 1947, cols. 797-944（上院修正案審議⇨一部追加挿入・可決成立）。

- 19) McCrone, *op. cit.*, p. 111; Randall, *op. cit.*, p. 27; Odber, *op. cit.*, p. 338; Forster, *op. cit.*, p. 12; McCallum, *op. cit.*, p. 7; Loebel, *op. cit.*, p. 225; House, *op. cit.*, p. 22; White Paper (1948), *Distribution of Industry*, Cmd. 7540, 6. Industrial location and Town Planning (p. 13: paras. 32-4).

Ⅲ-2 戦後地域政策の確立と調整的後退（1945～50年）

戦時（国防）経済から平時経済への移行過程は、1945年半ば、イギリス経済の国際的位置が悪化する中で開始された。すなわち、イギリスはなお世界最大の債権国として第2次世界大戦に突入したが、世界最大の債務国として終戦を迎えたのである。戦時中にイギリスは海外投資残高を10億ポンド以上取り崩し、戦時中のポンド・ドル債務が35億ポンドに達し、1945年末時点での金・ドル準備の20億ドルに対して負債総額140億ドルと推定され、ケインズにとってイギリスの対外問題は「金融上のダンケルク」（a 'financial Dunkirk'）と表現された程である。²⁰⁾

戦後イギリスの地域政策の枠組は、前節で詳論したように、1945年産業配置法及び1947年都市・農村計画法により設定されたのであるが、国内投資の最大の制約条件となった国際収支危機が47年8～9月に深刻な形で顕在化し、それに対応して地域政策は早くも調整的後退を余儀なくされた。労働党政府が地域政策それ自体の後退を必ずしも意図したものではなく、いわば対外均衡回復を目指す輸出産業振興策のために国内の地域間均衡を目指す政策が犠牲にされた、といえる。こうして、戦後初期の地域政策を2つの時期に区分して分析する。

- 20) 戦後初期におけるイギリス経済再建をめぐる国際収支ポジション問題の詳細については、さし当たり次の文献を参照。A. Booth, *British Economic Policy*, Pt. 3: *Creating Peacetime Policy, 1945-9*; S. Pollard, *The Development of the British Economy 1914-1980*, chap. 6-1: *The Dollar Problem and the Sterling Crisis*; Pelling, *op. cit.*, chap. 4: *Problems of Post-war Reconstruction, 1945-6*;

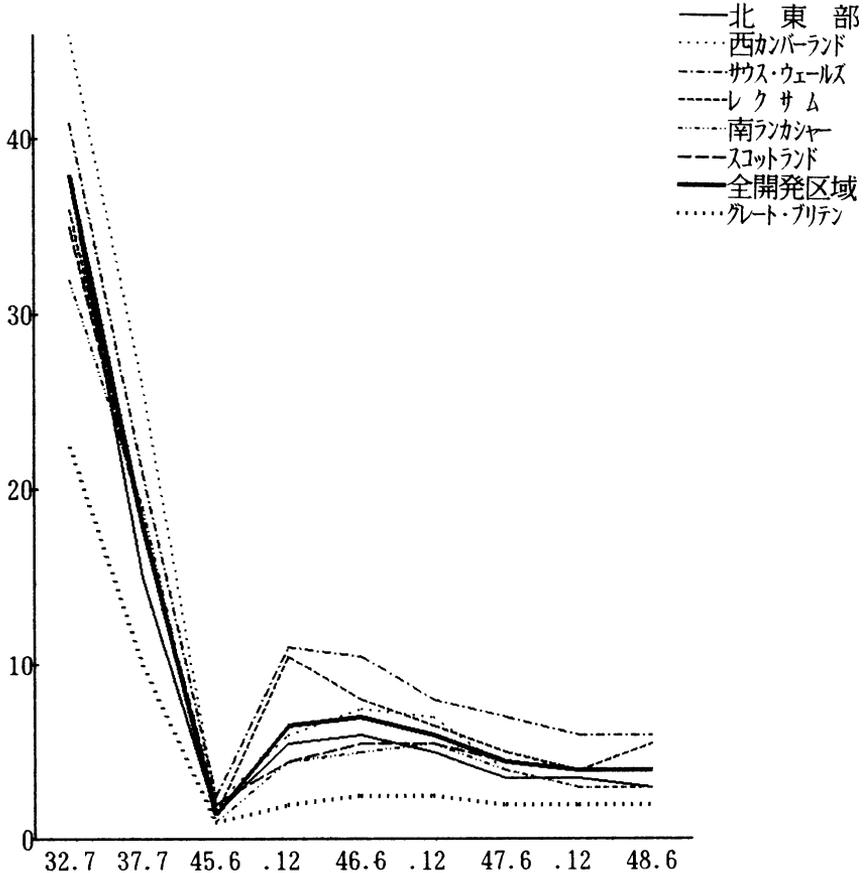
Cairncross, *Years of Recovery*, chap. 4: External Economic Policy: the Background.

Ⅲ-2-1 戦後初期における地域政策の推進（1945～47年） 戦時動員解除と軍需生産の縮小により軍務・軍需生産従事者600～700万人の平時生産への転換を進めた終戦直後（1945年6月～46年末ないし47年半）のイギリスにおける全開発区域（「1946年産業配置〔開発区域〕令」による追加指定区域＝レクサム及び南ランカシャーを含む）の平均失業率の推移（図Ⅲ-2）を見ると、終戦直後の45年6月の1.5%から12月には6.5%に急上昇して全国平均（2.0%）の3倍を越え、さらに翌46年6月には7.0%（全国平均＝2.5%）にまで達した。特にサウス・ウェールズが45年12月（11.0%）と46年6月（10.5%）、ノース・ウェールズの炭鉱小都市＝レクサムが45年12月（10.5%）に失業率が10%を越え、また動員解除の影響が最も深刻に表われた1946年のピーク時における開発区域内のかなりの職業紹介所地区の失業率は軒並み10%を越え、一部に20%を越えた事実が目される。

ところで、戦時経済から平時経済への困難な移行期において地域政策の展開に関わって先ず1945年産業配置法及び1947年都市・農村開発法の制定に伴う政策推進の前提となる事態の特徴を指摘しておくことは意味あることであろう。すなわち、第1に、前述の特に国防需要に依存してきた開発区域に間近に迫ってきたと見做された戦後不況を回避すべき緊急性であり、第2に、前稿（第Ⅱ章）で分析した国防経済下で推進された安全性重視の軍事戦略的産業立地政策の結果、終戦直後に開発区域に残された延床面積約1300万平方フィート（121万²m²）に及ぶ国営軍需工廠の余剰の存在であり、第3に、工業用建屋と人的資源の一般的不足であり、第4に、建築資材の絶対的不足という条件の下で戦時の一般的建築許可制度が厳格な形で存続したことである。²²⁾

こうした諸条件と地域政策立法により、戦後初期の地域政策は戦前と比較して驚くべき成果を上げた。表Ⅲ-3によれば、開発区域の労働人口はイギリス全体（グレート・ブリテン、以下同じ）の20%にも拘らず、1945～47年の3年間の

図Ⅲ-2 戦後初期の開発区域の失業率の推移（％）



備考) ① 失業率の定義は被保険登録者を分母とするものであり、年齢範囲は1932年が16～64歳、1937年が14～64歳及び戦後が14～64歳＝男/59歳＝女である。但し、1932年及び1937年の数値には農業計画 (the Agricultural Scheme) 下の失業者を含まない。

② サウス・ウェールズにはモンマスシャーを含む。

資料) Board of Trade (1948), *White Paper: Distribution of Industry*, Cmd. 7540, pp. 44-5 (Appendix 4) より作成。

開発区域における工場新設・拡張の認可を受けた件数は全体の37.3%，延床面積は全体の50%を超える水準（51.3%：439万m²／年平均146万m²）に達したのである。まさしく1930年代の大量失業という悪夢再現の懸念は労働党政府をして

表Ⅲ-3 1945～55年の製造業における工場新設・拡張の認可と竣工
 (465 m²以上) (床面積単位: 1,000 m²)

年次	工場新設・拡張認可				竣工	
	グレート・ブリテン		開発区域		開発区域 の占有率 (%)	開発区域 の占有率 (%)
	認可件数	延床面積	認可件数	延床面積		
1945	651	2,431	311	1,516	62.4	20.7
1946	1,557	3,807	541	1,638	43.0	63.3
1947	848	2,325	287	1,237	53.2	52.0
1948	1,136	2,485	181	541	21.8	50.0
1949	2,422	5,443	349	800	14.7	46.6
1950	2,022	4,263	311	766	18.0	30.5
1951	1,973	4,338	310	1,094	25.2	31.3
1952	1,128	2,474	183	538	21.6	21.1
1953	1,961	3,631	289	639	17.6	26.6
1954	2,706	6,606	324	1,194	18.1	24.4
1955	3,320	8,530	415	1,319	15.1	21.8
合計	19,734	46,334	3,501	11,278	24.3	31.3

備考) 原表の床面積の平方フィート表示は、平方メートルに換算した(1f²=0.093 m²)。

資料) E. Allen et al., *Development Area Policy in the North East of England*, p.17, より借用。

地域政策に差し当たり高い優先順位を与え、建築許可制度が開発地域外の開発には厳格に運用され、国営軍需工場を始めとする大多数の政府軍需工場は民間用に転換され、さらに開発区域における政府工業団地では標準的なレディ・メイドの企画工場²³⁾(Advance Factory)や注文工場(Special Factory)が建設されたからである。イギリスでは戦後初期の軍需から民需生産への転換期において繰り延べ消費需要に応じるための驚くべき程鬱積した産業投資圧力が顕在化する中であらゆる地域で工場建屋が不足し、こうして工業立地の流れは開発区域にシフトしたのである。²⁴⁾

戦後初期における新工場(建屋)建設と国営軍需工場・その他政府軍需工場の民間転用の実態を開発区域における工業団地を管轄する商務省工業団地総監部の資料で確認しよう(表Ⅲ-4-1 & 2を参照)。

主要3地域を中心にその推移を見ると、新工場の建設中・竣工の件数・床面積及び国営軍需工場等の民間転用の完工・入居の件数・床面積の増加のピークが1947年と48年の間に集中していることである。これは、次項で分析するよう

表Ⅲ-4-1 1946～50年の開発区域別工業団地の新工場建設の進捗状況

(床面積単位: 100 m²)

	1946. 8. 31		1947. 9. 30		1948. 8. 31		1949. 8. 31		1950. 6. 30	
	工場数	床面積								
北東部 建設中 竣工累計	53	1,761	111	3,173	35	1,103	14	455	10	338
	5	178	31	1,018	110	3,120	144	4,134	157	4,360
スコットランド 建設中 竣工累計	62	1,948	149	4,517	44	3,724	39	1,480	13	957
	0	0	38	503	107	1,907	195	4,274	228	5,280
ウェールズ 建設中 竣工累計	62	2,103	110	3,753	69	2,589	21	899	19	583
	0	0	28	723	82	2,116	138	3,962	158	4,605
西カンバーランド 建設中 竣工累計	12	296	8	295	6	170	0	0	3	106
	1	13	14	357	19	516	26	699	25	693
北西部 建設中 竣工累計	0	0	4	238	8	363	7	125	7	234
	0	0	0	0	1	9	8	354	13	442

表Ⅲ-4-2 1946～50年の‘開発区域’地域別国营軍需工場・

その他軍需工場の民間転用の進捗状況

(床面積単位: 100 m²)

	1946. 8. 31		1947. 9. 30		1948. 8. 31		1949. 8. 31		1950. 6. 30	
	賃借数	床面積								
北東部 完工累計 竣工等		27		593		852		2,240		2,400
		1,043		772		504		177		133
入居累計	n. a.	n. a.	56	1,153	57	1,212	79	2,403	89	2,491
スコットランド 完工累計 竣工等		0		368		995		1,250		1,935
		697		2,331		2,608		2,506		1,964
入居累計	n. a.	n. a.	13	1,432	30	3,340	34	3,425	37	3,707
ウェールズ 完工累計 竣工等		4		1,279		2,101		2,791		3,329
		1,484		981		335		668		375
入居累計	n. a.	n. a.	135	2,027	137	2,179	156	3,442	163	3,683

備考) ① 原表の床面積表示の平方フィートは平方メートルに換算した。

② ウェールズにはモンマスシャーを含む。

③ 表Ⅲ-4-1の「建設中」には用地造成工事の着工件数を含む。

④ 表Ⅲ-4-2の「着工等」は着工及び計画済未着工を意味する。

⑤ 表Ⅲ-4-2の「入居」とは賃借人(Tenants)を意味する。

⑥ 第Ⅲ-4-2に関する1950年6月の国营軍需工場・その他軍需工場の民間転用の進捗状況報告には、西カンバーランドの4人の賃借工場主向けに転換した10,558 m²の記載がある。

資料) 商務省工業団地総監部(Directorate of Industrial Estates, Board of Trade)調べ。

(Loeb, *op. cit.*, pp. 395-7: Appendix 27, より作成)

に、47年7～8月の国際収支危機により国内投資に急ブレーキが掛けられた結果であるが、むしろ留意すべきことは建設投資は計画決定→着工から竣工（完工）までかなりのタイム・ラグ²⁵⁾があり、しかも工場設備・機械装置の搬入及び据え付け⇨操業開始⇨フル操業に行き着くにはさらに一定の期間を要することである。したがって、戦後初期の失業率がその後の戦後基準から評価すると相対的になお高い水準で推移したのは当然であろう。同時に、国営軍需工場等の民間転用は新工場建設よりはるかに短期間で完工することも間違いない。1947年9月末現在の主要3地域の新工場竣工累計と国営軍需工場等転用の入居累計を比較すると、前者が97工場＝延床面積22.4万平方メートルであるのに対して後者は204工場（賃借人）＝延床面積46.1万平方メートルであり、後者の立ち上りはかなり早いといえる。

こうした点を産業配置法施行1年後の1946年12月31日現在の開発区域における地域政策による雇用人数で確認してみると、次のようになる。雇用総数は6万1710人である。その内訳は、一方で戦前以来の工業団地工場で過半を越える3万5530人（そのうち終戦後に建設された工場ではたったの952人であり、ほとんどすべてが戦後政策の成果とは言い難い）、戦後着工し建設が進行中の工業団地では200人、その他の政府融資の個別用地での新工場では1210人であった。産業配置法の下で竣工した工場建屋を集計すると27棟であり、翌3月31日現在で42棟に増加し雇用者数は3251人に留まる。これに対して、工業団地に転換した6つの国営軍需工場（後述のレクサムを除く）では約9千人（戦時中には6万5500人が雇用されていた）、戦時標準工場として着工され終戦直後に竣工した政府工場に6590人、さらに民間転用されたその他の政府軍需工場に9180人（戦時中には3交替制で2万7千人が雇用されていた）に上り、併せて約2万5千人に達し、終戦直後の地域政策による雇用のほとんどは戦前竣工の工業団地と国営軍需工場等の民間転用によるものであった。²⁶⁾

しかし、47年3月末現在で下院歳入歳出（予算）委員会が認めた政府計画による潜在雇用総数の推定値は24万1200人であるが、そのうち産業配置法による新工場（企画工場を含む）雇用で14万9100人（61.6%）と見積られて最大数を占め、

立ち上がりの早かった国営軍需工廠等の民間転用では5万5500人に留まり、戦前竣工の工業団地工場は前述の雇用者数に約2千人増加を推定しているのに過ぎない。²⁷⁾したがって、終戦直後の開発区域における工業雇用吸収に国営軍需工廠等の民間転用が最も重要な役割を果し、その2～3年後から竣工してくる新建設工場が主要な役割を担うことが想定されていた、と見做してよいであろう。

他方で、その1年半後の1948年10月の商務省『産業配置白書』によれば、1945年時点で雇用不足を改善するために開発区域に必要とされる新規ないし追加雇用量は45万人であると推定され政策目標として採用されていたが、48年6月までの地域政策に基づく工業開発により約10万5千人が雇用機会を得たといわれる。すなわち、国営軍需工廠等の民間転用によるものが最大で5万6600人、既存建屋（恒久的ないし一時的）の活用により1万1600人（近似値）、さらに新規の工場建設・拡張により3万1800人（政府融資分＝1万7700人、民間融資分＝1万4100人）等である。アトリー労働党政府は9カ所の主要国営軍需工廠を政府直営のまま残し、他は民間転用の方針を決定し、6つの大規模国営軍需工廠とロールスロイス・ヒリントン工場などを工業団地に転換し、多数の賃借工場主に配分したのである。そのうちの2つは北東部のエイクリフ（Aycliffe）とスペニームア（Spennymoor）であり（合計55賃借工場主）、また2つはサウス・ウェールズのハーウォン（Hirwaun）とブリッジェンド（Bridgend）であり（合計126賃借工場主）、また2つはスコットランドのカードノルド（Cardonald⇨クラグトン工業団地）とロールスロイス工場（転換後、6000人以上を雇用）、最後の1つの国営軍需工廠はレクサムを開発区域にするために工業団地に転換された。民間に転用された政府軍需工場全体の48年6月現在の雇用者数の地域別内訳は、北東部が1万4千人、スコットランドが1万4千人、さらにサウス・ウェールズが2万4千人である。²⁸⁾

この時点では地域政策による雇用者総数で国営軍需工廠等の民間転用によるものがなお過半数を占めてはいるが、建築資材配分の優遇措置を受けた民間融資分を含む新規の工場建設・拡張による雇用も前年3月末に比べて10倍に増加している点に止目すべきであろう。ところで、開発区域の雇用増加に貢献した

のはこうした工場雇用ばかりでなく、工場等建設工事に伴う追加雇用が47年6月から48年6月までに延べ2万1千人余に上ると報告されている点も見落とすてはならないであろう。²⁹⁾

ところで、1945年産業配置法と建築資材配分統制に関する建築許可制度に支えられた戦後初期の地域政策に要した経費（予算執行額）は予想外に少ない。表Ⅲ-5によれば、1946年及び47年予算年度の政策経費はそれぞれ590万ポンド、1280万ポンドであり、平均935万ポンドにすぎない。戦前比で3～4倍に増加した両年度における中央政府支出総額の33億ポンド水準から見れば戦前の特別区域法下における比率と大差はないが、資本財価格指数（1939年=100⇒1945年=181）を考慮した実質支出額は2倍に増加した³⁰⁾、と推定できる。商務省支出は工業団地会社への融資を中心として工場用地取得と工場建屋建設に、大蔵省のそれは個別民間企業融資に充当された。後者の融資はかなり厳しく審査・選別され、貸付残高は予算議決額の $\frac{1}{2}$ 程度にし³¹⁾か達しなかった。

この程度の財政支出にも拘らず、戦後初期の地域政策が成功を収めたのは、戦時から平時への転換期における膨大な繰延べ消費需要の存在とそれに対応する供給＝生産者側の工場スペースの異常な絶対的不足という特殊事情及び開発区域に傾斜した建築資材配分が重畳した結果である、と見做さざるをえない。

21) Cairncross, *Years of Recovery*, pp. 387-8; The Chancellor of the Exchequer: White Paper (Dec 1947), "Capital Investment in 1948", Cmd. 7268, HMSO, p. 3.

22) ダウとディックス＝ミロウによる1946～56年のイギリス（グレート・ブリテン）における過剰労働需要に関する研究によれば、季節調整前では労働人口に対する欠員率はほぼ51年第4 IV期～54年第1 IV期を除いて失業率を上回り、季節調

表Ⅲ-5 産業配置法の下での地域政策支出

（単位：100万ポンド）

予算年度	商務省	大蔵省	合計
1946/47	5.7	0.2	5.9
1947/48	12.3	0.3	12.8
1948/49	11.0	0.5	11.5
1949/50	6.5	0.6	7.1
1950/51	5.0	0.8	5.8
1951/52	5.0	0.8	5.8
1952/53	3.7	0.3	4.0
1953/54	3.1	1.1	4.2
1954/55	4.5	1.7	6.2
1955/56	5.9	0.4	6.3
1956/57	4.9	0.3	5.2
1957/58	2.7	0.1	2.8
1958/59	1.5	2.1	3.6
1959/60	5.6	3.0	8.6

資料) A. J. Odber, *op. cit.*, p. 406 (Table 7). cf., McCrone, *op. cit.*, p. 114.

- 整後でも47年第4Ⅳ半期までは欠員率が失業率を上回っていたことが指摘されている（J. C. R. Dow & L. A. Dicks-Mireaux, *The Excess Demand for Labour: A Study of Conditions of Great Britain, 1946-56*, *Oxford Economic Papers* (New Series), Vol. 10, No. 1, Feb. 1958）。cf. Jones, *op. cit.*, pp. 42-3 (Fig. 4-1 Excess Demand, Unemployment and Vacancies, 1946-52).
- 23) 企画工場とは竣工後の入居者（賃借工場主ないし購入工場主）を予測して予め各種の標準企画で建設された工場を指し、1945～47年に136の企画工場が着工され50年までに竣工した（P. M. Slowe [1981], *The Advance Factory in Regional Development*, Gower, pp. 3, 16-7）。
- 24) Odber, *op. cit.*, pp. 338-9; McCrone, *op. cit.*, pp. 112-3; Brown, *op. cit.*, p. 286; Randall, *op. cit.*, p. 28; McCallum, *op. cit.*, p. 8; Keeble, *op. cit.*, p. 225; Parsons, *op. cit.*, p. 97-105.
- 25) ローブルによれば1946年の新工場建設計画では着工から竣工までの所要期間は約18カ月と予測される、という（Loebl, *op. cit.*, p. 252）。
- 26) Select Committee on Estimates (May 1947), *2nd Report, together with Minutes of Evidence taken before Sub-Committee C, The Administration of Development Areas*, Session 1946-47, HMSO, pp. xii-xiii.
- 27) *do*, p. xiii.
- 28) White Paper (1948), *Distribution of Industry*, Cmd. 7540, pp. 16-20 (9. Government Measures & 10. Progress in the Development Areas), 22-4 (11. Progress in Individual Areas), 49 (Appendix 8).
- 29) *do*, p. 19.
- 30) Cairncross, *Years of Recovery*, pp. 28-42 (Chap. 2; *The Years of Recovery: An Overview-§ Consumption & § Prices and Inflation*); Pollard, *The Development of the British Economy*, p. 244.
- 31) Select Committee on Estimates (May 1947), *op. cit.*, pp. v (para. 1), vii (paras. 10-1).

Ⅲ-2-2 国際収支危機による緊縮政策への転換と地域政策の調整的後退（1948～50年） 1947年は、現代イギリス政治経済史における内政・外政上の「危機の年」であり、「ストップ・ゴー循環」の起点であった。政治史家のK. モーガン（Kenneth O. Morgan）は「1947年の危機」（*The Crises of 1947*）と表現し、同じくH. ペリング（Henry Pelling）も「1947年：危機の年」（1947: Year of

Crises) と表示し、著名な経済史家＝A. ケアンクロス (Alec Cairncross) は「1947年の交換性危機」(The Convertibility Crisis of 1947) 及び「石炭危機」(The Coal Crisis) と経済危機の基本的要素を提示している。本稿はこの「危機の年」自体について詳論することは本題ではないが、アトリー労働党政府が危機に直面して年末に緊縮政策へ転換しその上1948年の総投資削減政策を提起し、開発区域がその影響を受けるに至った経過を説明するために必要な限りで言及しておきたいと思う。

本節の冒頭で終戦時におけるイギリスの対外金融上のポジションが極めて厳しい状況に置かれていたことを指摘した。周知のように、古典的自由貿易体制下のイギリスの国際収支構造は貿易収支のいわば構造的赤字を海外投資収益・運賃保険料収入等の貿易外収支の黒字で相殺し、それを越える経常収支余剰を再び海外投資へ充当するというものであった。第2次大戦の結果、海外投資残高を10億ポンド以上取り崩したうえに逆に35億ポンドの債務を抱え、戦前の海運船腹量の半分はドイツ軍により壊滅させられ、この構造は既に崩壊していた。

アメリカの武器貸与法 (Lend-Lease Act) に基づく対連合借金が日本の敗戦により終結した条件の下で、イギリスは金・ドル不足ないし涸渇に陥らないためには大戦直前の輸出額を50～70%も増やす必要に迫られた。だが、戦後初期のイギリスは貿易収支及び経常収支の構造的赤字を継続し、特にドル地域との構造的赤字が深刻であった。これをファイナンスしたのはアメリカとカナダによる約50億ドル、特にアメリカの37億5000万ドル (1946年7月～51年7月) に及ぶ借款であった。46年7月15日に発効したこの英米金融協定 (the Anglo-American Financial Agreement³²⁾) には、第1に47年7月15日にはポンドの交換性を回復すること、第2に広範な貿易自由化に参画すること、第3にブレットンウッズ協定を批准すること等の条件が付けられていた。³³⁾

終戦翌年の1946年は産業投資ブームの様相を呈し輸出は38年の2倍を越え雇用は全国的には高水準を維持しいわば順風満帆の如く経過し、ギャラップ世論調査で国民の52%が首相としてのアトリー支持を表明した直後の1947年は苦渋の冬で始まった。イギリス全土が基本エネルギー源である石炭不足の中で

1880-1年以來といわれる厳寒に襲われたのである。1月末に大雪、寒風や道路・港湾凍結に見舞われ、石炭の鉄道・道路輸送ができなくなり、イングランドの南東部・ミッドランズ・北西部に燃料供給ができなくなり、その結果、工場閉鎖が始まり家庭用電力の使用制限が実施された。燃料・電力不足による工場閉鎖により失業者は2月15日に瞬間的には232万人に達したといわれる。3月半ばには雪解け水で洪水に襲われ、また家畜やジャガイモに重大な損害をだした。石炭備蓄のために、産業用の暖房が5月～10月まで禁止され、家庭暖房用のガス・電力使用がまた9月末まで禁止された。石炭不足は終戦直後から予想されていた。しかし、46～47年冬の石炭不足は、軍務を解除されない鉱夫がなお多数に上るための深刻な鉱夫不足と改善されない設備不足のため遅くとも前年6～7月には予想されていた。ところが、労働党左派の燃料・電力相＝シンウェル（E. Shinwell, Minister of Fuel & Power）は、石炭産業国有化（47年1月1日実施）後には燃料生産危機は過去のことになると思っており、全国炭鉱労組会長の警告さえ無視したのである。さらに、シンウェルは、47年5月の全国炭鉱労組の『鉱夫憲章』（Miners' Charter）による週5日労働制への移行の実施中止の交渉にも失敗した。こうした石炭＝エネルギー不足は、ケアンクロスの評価によれば、戦後期における政府を束縛したあらゆるものの不足の中でドル不足に次いでイギリス経済に最も打撃を与えた要因である³⁴⁾。

この1947年の石炭不足とそれに伴う国民経済への混乱と打撃が、それだけでなく止まらなかったドル流出に拍車をかけた。世界的な繰り延べ消費需要とそれに伴う投資需要に対する食糧、原材料（素材）や工場設備・機械装置等の資本財の不足がインフレ圧力を強めていたが、アトリー内閣で蔵相に就任したダルトンは低金利政策（2.5%）と2億6900万ポンドの名目的な予算余剰を見込む47年度予算案を提出した。彼は、高金利、不況、大量失業及び賃金・社会サービスの引下げをもたらすデフレよりはインフレの方がましであるという見解の持ち主であった。アトリー政府閣僚間及び労働党左右両派の対立が、鉄鋼産業国有化、資源配分等の経済計画、国防費特にイギリス軍の海外駐留経費と定員問題、インフレ対策や輸出産業振興問題をめぐって、石炭＝エネルギー危機を

契機としドルの流出・酒濁傾向の進行とともに、抜き差しならなくなっていった。5年間で支出していく計画のアメリカの借款37.5億ドルは、47年の最初の6カ月で半分を越える18.9億ドルを費消した。英米金融協定によりイギリス政府は7月16日からポンドの交換性回復を実施したが、爾来4週間で5億4200万ドルの流出を記録した。8月20日、「緊急的かつ一時的」基盤の上でという常套文句によるアメリカ政府の了解の下で、イギリス政府はポンドの交換性を停止し、4億ドルの借款残額は凍結された³⁵⁾³⁶⁾。

石炭危機と対外金融危機の中で下院補欠選挙で労働党は思わしくない結果を招き、左右両派から指導力を厳しく問われたアトリーは1947年8月初旬に一時は辞意を申し出たが、モリソン副首相兼枢密院議長及びダルトン蔵相に説得され撤回した。アトリーは、9月末、中央経済計画部・経済情報部及び内閣官房経済部を統合し国内・輸出向けの生産計画を管理し調整する経済省（Ministry of Economic Affairs）を設置し、10月には右派寄りの大幅な内閣改造を断行し経済相には世論からも党内からも有能と見做された“ビッグ・ファイブ”の一人である商務相クリップス（Sir Stafford Cripps）が横滑りし、同時に左派のシンウェル燃料・電力相を解任した³⁷⁾。

一方で、クリップス経済相は、10月23日、議会に対して国内での鉄鋼、石炭消費を節約して輸出を増加し、ドル地域からの輸入を削減し、同時にデフレ措置を講じて貿易収支の改善を目指す固定投資計画の削減を通知した³⁸⁾。他方で、経済政策運営の責任を問われながら留任したダルトン蔵相は、ドル地域からの輸入削減、消費購買力の大幅減を目指し平年度約2億ポンドの増税（物品税&酒税=1.5億ポンド、法人税=4700万ポンド）と基礎食料補助金の若干の削減を盛り込んだ、フィナンシャル・タイムズ紙に「奇妙なほどいい加減な様相」と批判された11月予算案を議会に提出した³⁹⁾。モーガンは「ダルトンのレトリックはデフレ的退却を補うために拡張主義的前進のラップを鳴らしているよう思われる」と注釈している。ところで、ダルトンはこの予算案の事前漏洩の責任を問われ蔵相辞任を余儀なくされ、クリップスが蔵相に就任した⁴⁰⁾。

こうした経緯の中で、クリップス蔵相は、1947年12月、地域政策の調整的後

退を余儀なくさせたポンド防衛政策というべき投資削減を目的とする『1948年投資白書』⁴¹⁾を議会に提出した。この白書は本文6ページ、付録を含めて30ページほどの短いものであるが、地域政策なかでも開発区域政策に関わって次の点で重要である。第1に、アメリカ・カナダからの借款がほとんど枯渇した条件の下で国際収支を均衡させるために輸入削減と輸出拡大が必要であることを再三強調し、第2に、そのために石炭、鉄鋼や人的資源を輸出工業（重化学工業）に可能な限り振り向ける、第3に、不要不急の住宅建設、公共投資、公益事業投資及び国内向け消費財の工場建設の中止・繰り延べにより1948暦年の総投資額（国内固定資本形成）の当初見通し16億ポンドを48年末に年率13億3200万ポンド水準まで削減する、第4に、工業用建築物は鉄鋼の極めて重いユーザーであるが、開発区域におけるそれが輸出振興と整合的に貢献する限りで優先的な配慮をする、というものであった。⁴²⁾

こうして、開発区域が全国に占める工場建設床面積認可比率は1947年の53.2%から48年前半期には40%に下落した。同年4月のマーシャル・プラン（ヨーロッパ復興計画＝ERP/対イギリス援助総額は26億9300万ドル）開始後に認可床面積自体は増加したが、開発区域外の認可面積増加率の方がはるかに高く、開発区域における後半期の床面積比率は19%に下落し、年間では前掲の表Ⅲ-3に示されているように21.8%とそれ迄3年間平均の2/5水準（被保険労働人口とほぼ同率）になり、以後50年まで床面積で絶対的には増加するものの、比率的には回復しなかった。それはまた、表Ⅲ-4-1で示されているように、商務省管轄下の工業団地工場着工件数・床面積とも急減している事実にも例証されている。他方で、見逃してはならないことは、タイム・ラグをおいて竣工した開発区域の工場数・床面積とも1948～50年にそれ以前の実績をはるかに凌駕していることである。同時に、表Ⅲ-5で明らかのように、48年度予算では多少とも配慮された政府の開発区域支出も翌年からは半減していった。⁴³⁾

ポンド危機に伴う国内投資削減政策という大きな政策転換が開発区域における工場立地比率を急減させたのであるが、看過すべきではないその他の諸要因も指摘しておこう。第1に、従来から重工業地帯である開発区域に誘致して

いた消費財＝軽工業が投資削減の主要目標にされたこと。第2に、1946年8月に成立した「ニュータウン法」(The New Towns Act, 1946[9 & 10 Geo. 6 c. 68])によりその第1段階(～1950年)で建設されたニュータウンが主としてロンドンからその周辺に人口と産業を分散させるという政策(11カ所中8カ所)と競合したこと。第3に、開発区域の工場への早期入居を可能にしたいわばレディ・メイドの企画工場の新規建設は1947年10月で全面停止され1959年まで再開されなかったこと。第4に、1948年7月から施行されたIDC規制により産業配置法による規制基準1万平方フィート(930m²)が半分の5千平方フィート(465m²)に引下げられた(これ自体は規制強化を意味する)が、同時に認可方法が省庁間産業配置委員会(小委員会B)から商務省内に移管されたこと、しかもそれが資材・原料が次第に潤沢になり投資規制が緩和されつゝあった時機と重なったこと。最後に、(これを最大の理由とすべきであろうが)地域政策の本来的⁴⁴⁾目的に関わる“開発区域”地域の失業率が漸次的に低下していったことである。

- 32) 1945年12月7日にイギリス使節団長＝ケインズとアメリカ財務長官＝ヴィンソンとの間で調印されたこの協定は、37.5億ドルの借款及び6.5億ドルのレンド・リースの最終的清算、当初5年間の金利2%、以後50年均等分割返済を内容とする、それ自体としてはイギリスにとって破格の条件のものであった。トルーマン大統領が協定書に署名したのは46年7月のことであった(Booth, *British Economic Policy*, pp. 144-8)。
- 33) Booth, *British Economic Policy*, pp. 144-5; Morgan, *op. cit.*, pp. 342-3; Cairncross, *op. cit.*, chap. 5: The American Loan.
- 34) Cairncross, *op. cit.*, chap. 13: The Coal Crisis; Morgan, *op. cit.*, pp. 331-3; Pelling, *op. cit.*, pp. 165-7.
- 35) Morgan, *op. cit.*, pp. 330, 339-46; Cairncross, *op. cit.*, chap. 6: The Convertibility Crisis of 1947; Booth, *British Economic Policy*, pp. 148-9. ところで、周知のように、ほぼ同じ時期に西ヨーロッパ全域が金・ドル不足危機に陥っており、この点ではイギリスだけが例外的存在であったのではないことを明記しておくべきであろう。むしろ戦後初期のイギリスに特殊なことは、「完全雇用」の追求とともに、その国際経済的地位に不釣り合いな帝国主義者・植民地主義者の道を選択した労働・保守両党と国民にさしあたり大英帝国維持経費が国際収支危機＝ドル不足⇒ポンド危機の上に重くのしかかったことであろう。(Booth, *British Economic Policy*, p. 127; Pollard, *The Development of the British Economy*,

- pp. 235-8. cf. Pelling, *op. cit.*, chap. 8: Labour and the Empire)
- 36) その後の経過について一言すれば、凍結されたアメリカ借款4億ドルは47年12月に解除されポンドの交換性回復は断念される一方、周知のように49年9月、遂にイギリスはポンドの対ドル平価の30.5%という大幅切下げ (£1 = \$4.03 ⇨ \$2.80) に追い込まれ、再びストップ・ゴー循環における投資削減を含む包括的緊縮策を余儀なくされた。(Morgan, *op. cit.*, pp. 347, 379-88; Cairncross, *op. cit.*, chap. 7: Devaluation, 1949; Cairncross et al., *op. cit.*, chap. 4: The 1949 Devaluation of Sterling; Pollard, *The Wasting of the British Economy*, pp. 32-6)
- 37) Morgan, *op. cit.*, pp. 334, 348, 351-8; Pelling, *op. cit.*, pp. 173-82.
- 38) Allen et al., *op. cit.*, pp. 12-3.
- 39) Morgan, *op. cit.*, pp. 348-9; Pelling, *op. cit.*, p. 184; Cairncross, *op. cit.*, pp. 419-20, 423; Allen et al., *op. cit.*, p. 18.
- 40) Morgan, *op. cit.*, pp. 349; Pelling, *op. cit.*, p. 184-6.
- 41) The Chancellor of the Exchequer: White Paper (Dec 1947), *Capital Investment in 1948*, Cmd. 7268. HMSO.
- 42) *do*, pp. 3-12. cf. Cairncross, *op. cit.*, pp. 452-3.
- 43) Allen et al., *op. cit.*, p. 18; McCrone, *op. cit.*, pp. 112-3; Randall, *op. cit.*, pp. 28-9; McCallum, *op. cit.*, p. 9.
- 44) Odber, *op. cit.*, p. 339; Allen et al., *op. cit.*, p. 18; McCrone, *op. cit.*, pp. 111, 113; McCallum, *op. cit.*, pp. 8-9; House, *op. cit.*, pp. 22-3.

Ⅲ-2-3 小括 ～ 1945～50年における地域政策の評価 1945～50年における地域政策は、戦時挙国一致政府において合意された1944年『雇用政策白書』に基づく「完全雇用」政策の下で戦後地域政策の枠組を決めた1945年産業配置法及び IDC 規制（1947年都市・農村計画法）により開発区域政策として推進された。戦時から平時への移行期の地域政策は、戦中の軍事戦略的産業立地政策の結果と戦後初期の繰り延べ消費需要に対応する投資ブーム及び不足する建築資材に対する存続した戦時建築許可制度の積極的運用などの特殊事情が幸いして、石炭危機下の47年2月を除いて大量失業を再現することもなく予想以上の成果を挙げた、といえよう。この点は、ポンド危機（ドルの大量流出・涸渇の危機）の深刻化による1947年10月の緊縮・投資削減政策への転換に伴う地域政

策の後退によっても否定しえないものである。

戦後初期のこうした地域政策の成果を工場の地域間移転という産業立地政策の角度から調査研究した商務省の研究資料『イギリスにおける製造業の移転：1945～65年』⁴⁵⁾によって確認しておこう。その中から、1945～51年の期間中にロンドンを含む南東部、ミッドランズや外国出自の企業が主要“開発区域”地域である北部、スコットランド及びウェールズへ移転させた工場（新設を含む）のうち、1966年末現在で操業中の工場数・雇用者数を集計したのが表Ⅲ-6である。

表Ⅲ-6 1945～51年の“主要開発区域”地域への移転工場の原初地域・工場数・雇用者数
(雇用者数単位=1,000人)

原初地域等	移転地域			スコットランド			ウェールズ			UK 合計		
	移転工場数	雇用者数		移転工場数	雇用者数		移転工場数	雇用者数		移転工場数	雇用者数	
		男	合計		男	合計		男	合計		男	合計
北 部	2	—			—			6	2.1	3.1
ウ ェ ー ル ズ	—			—			—			4	1.0	1.2
ス コ ッ ト ラ ン ド	4	0.2	0.6	16	1.8	4.4	—			25	2.3	5.6
南 東 部	49	11.7	28.4	29	3.1	5.4	74	20.2	35.1	429	93.8	157.9
イ ー ス ト ・ ア ン グ リ ア	2	—			2	8	6.4	8.1
南 西 部	1	—			2	16	3.1	5.5
東 ミ ッ ド ラ ン ド	8	2.2	6.3	4	0.3	1.4	9	1.6	5.3	66	7.4	23.2
西 ミ ッ ド ラ ン ド	2	1.1	1.5	5	0.5	0.9	34	8.2	11.9	113	40.3	57.9
ヨークシャー&ハンバーサイド	31	10.2	20.9	6	0.2	0.6	2	104	17.0	35.7
北 西 部	7	0.6	1.5	9	1.7	3.2	19	1.9	3.7	91	13.1	24.1
不 明 (国 内)	—			4	2.6	3.4	1	16	4.8	6.2
外 国	3	0.6	1.2	20	18.4	29.4	11	4.2	6.4	55	27.3	44.7
合 計 1*	107	28.0	62.7	77	26.8	44.3	154	41.5	69.4	607	157.4	272.2
合 計 2*	109	28.1	63.3	93	28.6	48.7	154	41.5	69.4	933	218.7	373.2

備考) ① 本表は、1966年末現在操業中の工場と雇用者数を表示し、地域内・地域間の移転と新設を含む。

② 本表の地域区分は、1964年に設定された「経済計画地域」による。

*合計欄の1は地域間移転のみを示し、2は地域間・地域内移転合計を示す。

資料) R. S. Howard (1968), *The Movement of Manufacturing Industry in the United Kingdom 1945-65*. Board of Trade, p. 40 (Appendix C).

これによると、地域内移転を除いて、1945～51年に3地域への移転工場数はイギリス全体の607工場中338工場(55.7%)、雇用者数で27万2200人中17万6400人(64.8%)に達している。個別地域では、北部が107工場・6万2700人、スコ

ットランドが77工場・4万4300人、ウェールズが154工場・6万9400人となっている。工場移転の主な原初地域は、北部が南東部とヨークシャー & ハンバーサイド、スコットランドが外国（主としてアメリカ企業）、ウェールズが南東部と西ミッドランドである。国内的にはロンドンを始めとする南東部からの移転工場が圧倒的であるが、それもスコットランドまでは余り及んでいない。南東部以外は、比較的隣接地域間の移動を特徴としていることが確認できる。

またこれに関連して、戦後初期の地域政策の成果をルッテルによる工場立地と産業移転に関する膨大な調査研究⁴⁶⁾の中から、1945～52年に開発区域で新設された分工場（branch factory）の工場数・雇用者数・本社等からの距離に関する集計表（表Ⅲ-7）から補強しよう。

表Ⅲ-7 1945年半～1952年半の開発区域における新規立地開設分工場

	雇用数者不明 プラント	雇用数者確認 プラント	推定雇用者数（人）			雇用規模別工場数（人）				原初点からの距離（マイル）			
			男	女	計	0-99	100-299	300-749	750超	0-29	30-74	75-149	150超
北東部	2	83	11,638	16,838	28,476	20	31	22	10	3	14	16	50
西カンバーランド	1	7	485	675	1,160	3	2	2	—	—	—	3	4
サウス・ウェールズ	1	119	21,422	15,119	36,541	39	51	17	12	—	2	62	55
レクサム	—	3	1,505	860	2,365	—	—	2	1	—	2	—	1
南ランカシャー	—	18	3,556	6,409	6,409	6	6	4	2	11	3	2	2
マージョサイド	—	35	13,113	9,142	22,255	13	11	7	4	—	13	11	11
スコットランド	2	79	12,432	11,751	24,183	28	25	19	7	—	6	1	72
合計	6	344	64,151	57,238	121,389	109	126	73	36	14	40	95	195

備考) ① 本表は、1952年半現在、なお操業している工場の集計であり、期中に閉鎖された工場を除く。

② マージョサイドは開発区域指定前の1945～49年の開設工場を含む。

資料) W. F. Luttell (1962), *Factory Location and Industrial Movement*, Vol. 1, pp. 360-1. より借用。

表Ⅲ-7は表Ⅲ-6とは違って、1952年半現在の雇用数で完全操業時の潜在雇用数では必ずしもないことを考慮すると、100人未満工場数と300人以上工場数は同数（109工場）でありいわば操業間もない分工場としては比較的大規模工場が多い。それは大企業の分工場という性格をもつものであるからであろう。また、原初点からの距離が150マイル以上が57%を占め、開発区域への分工場は比較的長距離移転を特徴としている、と思われる。

表Ⅲ-6と表Ⅲ-7を重ねあわせてみると、概数的には、地域間工場移転のか

なりの部分が本社をロンドンを含む南東部、西ミッドランドや外国等の別地域に有する分工場によるであることが確認できると思われる。⁴⁷⁾

- 45) R. S. Howard (1968), *The Movement of Manufacturing Industry in the United Kingdom 1945-65*, Board of Trade.
- 46) W. F. Luttell (1962), *Factory Location and Industrial Movement: A Study of Recent Experience in Great Britain*, 2 Vols., National Institute of Economic and Social Research.
- 47) この事実はまだ、分工場は生産機能のみに特化して経営管理や研究開発機能はロンドン等の本社所在地域に集中され、また生産合理化の際には工場閉鎖の最初の対象にされるという、当該地域に「分工場経済」という新たな問題を生み出すが、本稿では論じない。さし当たり、H. D. Watts (1981), *The Branch Plant Economy: A Study of External Control*, Longman, を参照。

（本稿は平成3年度文部省科学研究補助金による研究成果の一部である）